

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回弘前市文化財審議委員会議
開 催 年 月 日	令和元年9月26日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時から午後4時まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階会議室3
議 長 等 の 氏 名	委員長 福井敏隆
出 席 者	委員長 福井敏隆 委員 岩瀬直樹 委員 岡田俊治 委員 瀧本壽史 委員 山田巖子
欠 席 者	委員 内山淳一 委員 小松勇 委員 関根達人
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	文化財課長 小山内一仁 同課長補佐 神弘樹 同課主幹兼文化財保護係長 小石川透 同課主事 佐藤俊介
会 議 の 議 題	(1) 無形文化財(古武道)「當田流劍術」の指定の可否について
会 議 結 果	別添議事録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	弘前市文化財指定申請の調査報告書 「當田(とうだ)流劍術」について 弘前市文化財指定申請書 他
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	別添議事録のとおり

【会議内容要旨】

議題（１）無形文化財（古武道）「當田流劍術」の指定の可否について

山田委員 文化財の種別は無形文化財、名称は當田流劍術で、現在継承されているのは、表、裏、中極と呼ばれている演目。用具は、太刀と小太刀を使う。

現況ですが、當田流劍術は、弘前藩の浅利家で継承されてきましたが、昭和49年に浅利家の継承者で、大正5年生まれの寺山龍夫氏が死去し、龍夫氏の弟子の中から、平成4年に大正13年生まれ竹内大氏が選ばれ、第16代を継承。

第17代を昭和12年生まれの中嶋繁喜氏が、第18代を昭和31年生まれ竹内文隆氏が継承し現在に至っている。技芸の他に當田流関係文書、小太刀1振、宗家印が継承されている。現在の継承者は4名。

指定に価する特色及び事由としては、當田流劍術は、弘前藩の一刀流、卜傳流と並ぶ三大劍術流派の一つであり、もとは、太刀、小太刀、棒、鎌、槍等を用いる総合的な体術だった。

現在の弘前の當田流劍術は、太刀と小太刀の技が継承されている。巻物の目録に従い、「表」5本、「裏」5本、「中極」10本が完全に継承されている。中条流が得意とした小太刀は、当流派でも多様な技が残っており、また、「流水の如し」と評される、静かに相手に近づき、一瞬で攻撃を仕掛ける技は、近代「剣道」とは異質な体術であることを顕著に示している。身体技法を考える上で貴重な技芸といえる。

福井委員長 弘前藩に伝わったのは、富田勢源の5世、當田甚五兵衛、のちの半兵衛吉正が、4代藩主信政の時に弘前藩に仕えたことにより、この流派が藩内で広まった。出仕を契機に當田甚五兵衛と改名し、さらに當田半兵衛と改名している。門人は300人余りでしたが免許を得た者は1名に過ぎず、それが浅利伊兵衛均禄だった。

弘前藩の當田流系譜は、5代當田半兵衛吉正以降は浅利家で代々伝わり、6代浅利伊兵衛均禄のあとに一戸三之助宗明を経て、7代浅利万之助均実継承。

浅利伊兵衛が當田甚五兵衛から當田流の免許を受けたのは延宝3年で、同8年に印化を受けている。浅利伊兵衛の弟子の内、當田流を継承した一戸三之助は、劍術以外にも弓や槍など武芸百般の人物だった。

弘前藩から一戸三之助に対して、浅利伊兵衛の子である浅利万之助へ早く當田流を伝授するようという督促が行われたという記録が、「国日記」享保11年8月晦日条にある。そして享保19年に一戸三之助から浅利万之助に伝授されている。その後、元文2年3月6日に、城中で6代藩主信著の前で藩主高覧を行っていただきますので、當田流の伝承者として認識されていることがわかる。

8代以降への継承についてはあまりよく伝承性がわからないが、8代浅利清藏均緒は宝暦3年に父万之助から當田流の伝授を受けたと『要記秘鑑』の「師役之部」から確認することができる。9代浅利万之助均豊は宝暦12年に父清藏から伝授を受けている。10代浅利清藏均繁については、伝授の詳細は確認できなかったが、當田流剣術と林崎新夢想流居合がこの頃から一緒に学ばれていたことがわかった。

幕末明治維新时期になると、11代浅利万之助均致に伝承されている。箱館戦争に際しては褒賞を受け、明治3年4月に弘前藩軍務局監察となり、11月には津軽家家扶となり、高照神社の宮番を務めている。

12代浅利八郎均虎は警察官として活動。

14代寺山龍夫は浅利家の13代当主大重の次男として大正5年に生まれた学校教員で、當田流太刀・當田流棒術・林崎新夢想流居合を八郎の弟子関彦四郎から修得している。

當田流が弘前藩の流派の1つとして剣術の1つとして継承されていることは非常に珍しいものである。

瀧本委員 現在の継承者の年齢層は？

事務局 平成3年生まれから昭和13年生まれまでの4名。

岡田委員 このような古い武術の場合、親子代々あるいは先祖代々で伝承されていくのが望ましいように思う。

山田委員 今後は、新しい継承の仕方も模索していく必要がある。例えばト傳流剣術の場合、文化財指定を受けた後、習う人が増えている。今は広く若い人たちが古武術に関心を持っている。それは伝統という枠組みではなく、新しい体の使い方として注目しているから。全国的に古武術全般に関心を持っていて、最近ではユーチューブで古武術を見せていることも多いが、當田流剣術の場合は、あまり外部に発信するという事はされていない。

弘前藩の歴史があり、お城が残っているこの地で古武術が根強く残っていることは評価できる。見る人たちの見方が変わってきている中で、文化財指定することは意味があること。

福井委員長 ト傳流剣術を指定したときも会員が3人程だったが、現在は裾野がだいぶ広がっている。そう考えると、文化財指定による新たな展開も期待できると思う。

山田委員 當田流劍術の構えや動きは、一見、非常に奇妙に見えるが、当時の時代の状況からは理にかなった動きなのだと思う。

瀧本委員 文化財指定されている武芸の1つに加わることで、他の武芸への広がりもメリットの1つになると思われる。
ト傳流劍術の会員は増えているのか。

事務局 文化財指定後、稽古を受けている人はだいぶ増えていると思う。

山田委員 中条流というのは様々な流派の元になったもので、全国的各地で見受けられるが、系譜や詳細がわからないものが多いため、しっかり系譜までわかって、伝承もされているのは貴重なことだと思う。文書が残っていたり、歴史を辿ることができることについては評価すべきと思う。文化財指定して価値を顕在化することが大事である。

瀧本委員 文化財指定後も活動が継続されていくかどうかについてはそれを保存会にまかせてしまうのではなく、市として継続していけるような環境を作ってあげることが必要。

事務局 いままで指定解除した事例はないが、やはり一度途絶えてしまうことはある。ただ、文化財指定されていると、せつかく地元指定されているものがあるからと、復活させようとする動きが出てくる。実際に復活している団体もある。そう考えれば、価値付けをしておくことは大事なことだと思う。

福井委員長 弘前市文化財審議委員の会議運営規則第5条の定めるところにより、諮問第1号 無形文化財（古武道）「當田流劍術」についての指定の可否について、多数決を以て答申したい。

福井委員長 出席委員中5名の賛成で、全員一致で指定することで答申する。